

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 福島 祥人 様 あて名 〒564-0052 日本国大阪府吹田市広芝町4番1号江坂・ミタカビル3階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 21.11.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 P01918W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/032379	国際出願日 (日.月.年) 07.09.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G10G3/04(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ヤマハ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 09.11.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大野 弘	5Z 9175
		電話番号 03-3581-1101 内線 3591	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2, 7	有
	請求項	1, 3-6, 8-9	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献 1; 日本国実用新案登録出願 56-181020 号(日本国実用新案登録出願公開 58-86695号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(日本楽器製造株式会社) 1983.06.11,  
第3頁第7-12行目、第10頁第4-20行目、第13頁第7-10行目、  
第1-2図(ファミリーなし)

文献 2; JP 11-25229 A (日本電気株式会社) 1999.01.29,  
[0008] - [0016]、第1-4図(ファミリーなし)

文献 3; JP 63-265377 A (株式会社リコー) 1988.11.01,  
第4頁左上欄第14-17行目、第4図  
& US 4944022 A, 第5欄第46-63行目、第3図

文献 4; JP 7-200742 A (インターナショナル・ビジネス・マシーンズ・コーポレーション) 1995.08.04, [0048] - [0049]、第4図  
& US 5644652 A, 第8欄第1-18行目、第4図 & EP 654755 A1

請求項 1、3、8-9

請求項 1、3、8-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び 2 より進歩性を有しない。

文献 1 には、カード 17 におけるコード名(請求項 1 に係る発明の「コード上方に対応する文字群」に相当する。以下「」書きは同様である。)を読み取る文字群抽出部を有する光学式文字読取装置 16 が記載されている(第 3 頁、第 7-12 行目、第 10 頁第 4-20 行目、第 13 頁第 7-10 行目、第 1-2 図)。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

文献2には、手書きローマ字住所文字列を読み取る読み取り部20（「文字群抽出部」と、前記読み取り部から出力された文字列（「文字群」）をローマ字表記の規則（「表記規則」）に従うローマ字規則テーブル（「補正テーブル」）によって修正された文字列に置換えるローマ字規則置換部16（「判定部」及び「補正部」）とを設けたローマ字住所認識装置が記載されており（[0008]－[0016]、第1－4図）、文献1及び2とは、互いに密接に関連した文字認識の技術分野に属するものであることから、文献1に記載の光学式文字読取装置に文献2に記載されたローマ字住所認識装置のような表記規則に従って判定する判定部と補正部とを設け、コード文字の順序が予め定められた表記規則を有するコード名に対する読み取りに適用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## 請求項4－6

請求項4－6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1－2及び3、4より進歩性を有しない。

書体情報を取得する書体情報取得手段及び書体判定部（例えば、文献3の第4頁左上欄第14－17行目及び第4図に記載の「手書き書体用の辞書」及び「手書き書体の判別」等参照）、ユーザによる書体の指定を受け付ける書体受付部（例えば、文献4の[0048]－[0049]及び第4図の記載等参照）は周知技術であり、文献1に記載の光学式文字読取装置に周知技術を適用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

## 請求項2

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性・進歩性を有する。特に、コード表記規則が、コードルートに関するコードルート規則とコードタイプに関するコードタイプ規則とを定め、判定部が、抽出された文字群がコードルートを表すコードルート文字群とコードタイプを表すコードタイプ文字群とを含む場合には、前記コードルート文字群が前記コードルート規則に従い、かつ前記コードタイプ文字群が前記コードタイプ規則に従う場合に、前記抽出された文字群が前記コード表記規則に従うと判定することは、何れの文献にも開示されていない。

## 請求項7

請求項7に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性・進歩性を有する。特に、譜面における抽出された文字群の位置を示す位置情報を取得する位置情報取得部と、取得された位置情報に基づいて、前記譜面により表される曲中の時間位置を特定する時間位置特定部とは、何れの文献にも開示されていない。